



日時: 令和4年12月23日(金)

スポーツ庁: 「地域の身近なスポーツの場づくり」セミナー資料

テーマ: 誰もが楽しめるスポーツ施設の安全管理

消費者事故等への対応について

～消費者事故等の通知、公表及び活用～

消費者庁 消費者安全課
課長補佐 三宅好浩



本資料では、

- ①消費者安全法に規定する消費者事故等とはどのようなものか
(消費者事故等の定義・具体的内容)
- ②消費者事故等を把握した場合、どのように通知すればいいのか
(消費者庁への通知に当たっての様式・通知手順)
- ③通知を受けた消費者事故等をどのように活用しているか
(消費者庁における活用事例)

について、その概要をご説明いたします。

最初に、消費者事故等の通知制度創設のきっかけとなった事故について、改めて説明します。

消費者庁創設の背景として、ガス機器一酸化炭素中毒事故、こんにゃく入りゼリー事故、中国産冷凍ギョウザ事件を始め、様々な事故や被害に関する情報が報告されていながら、製品や業界によって、あるいは地域によって情報が分散されたままとなり、全国レベルで把握・対応できなかった反省があります。

こうしたことから、消費者安全法には、各通知義務者(国の行政機関※スポーツ庁が該当や地方公共団体)から、消費者庁に消費者事故等の通知を行っていただくための規定があります。

【ご参考】

・ガス機器一酸化炭素中毒事故

安全装置の不正改造等を原因とする一酸化炭素中毒事故が複数発生したが、長期間にわたり適切な対応がなされなかった事例

・こんにゃく入りゼリー事故

一口サイズのいわゆる「ミニカップ」に入ったこんにゃく入りゼリーが、その大きさや形状、硬さにより窒息事故を引き起こした事例

・中国産冷凍ギョウザ事件

中国から輸入された冷凍ギョウザを摂食した者が有機リン中毒を発症した事例

地方公共団体が管理・運営する施設を利用中に「事故」が発生した場合、要件2・要件3を御確認ください。

消費者事故等は、「事故」と「事態」をいい、そのうち、「事故」とは、生命・身体被害が**現実に発生している**事案（消費者安全法第2条第5項第1号）をいいます。

要件1： 事業者が（注：営利目的や公共性の有無は問わない。国、地方公共団体、独立行政法人等を含む）

- ・ 事業として供給する**商品・製品**
- ・ 事業のために提供し若しくは利用に供する**物品・施設・工作物**
- ・ 事業として若しくは事業のために提供する**役務**

を**消費者が使用・利用することによって生じた事故**であって、

要件2： 政令で定める以下のいずれかの程度の**被害が発生したもの**

- ・ **死亡事故**
- ・ **治療に一日以上を要する負傷・疾病**
*通常医療施設における治療の必要がない程度（例：絆創膏を貼れば足りる程度）のものを除く
*医療施設において検査、診療を行ったが、特に治療は必要ないと判断された場合は除く
- ・ **一酸化炭素中毒**

要件3： 商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが**明らかであるものを除く**

*消費者が通常予見される使用・利用方法とは明らかに異なる方法により商品を使用したことで生じた場合
→消費者事故には該当しない
*事故原因はまだ正確には判明していないが、消費安全性を欠くことが具体的に疑われるような場合
→消費者事故に該当する

地方公共団体が管理・運営する施設を利用中に事態が発生した場合、要件2を御確認ください。

消費者事故等は、「事故」と「**事態**」をいい、「**事態**」とは、生命・身体被害が**現実には発生していない事案**（消費者安全法第2条第5項第2号）をいいます。

要件1： 消費安全性を欠く商品等又は役務の**消費者による使用・利用が行われた事態**であって、

*およそ消費者による使用・利用が行われていない場合（事業者の倉庫内で腐敗）は消費者事故に該当しない

要件2： 商品または役務の使用等において、第1号に掲げる**事故が発生するおそれがあるもの**として政令で定める以下の要件のいずれかに該当するもの

- 商品等・役務が**安全基準に不適合**

*例えば、医薬品医療機器等法に基づく基準、住宅におけるヒムアルデヒドの使用基準が該当

- ＜飲食物以外の＞物品・施設・工作物に、破損・故障・汚染・変質等の**劣化**や、過熱・異常音等の**異常が生じた事態**

*例えば、使用中の遊具の支柱が折れた場合が該当

- ＜飲食物に＞腐敗・変敗・不潔・病原体による汚染、有毒・有害物質の含有・付着、異物の混入・添加、異臭、容器・包装の破損等の**異常が生じた事態**

*例えば、ガラス片が飲料に混入していた場合が該当

- 窒息その他生命・身体に対する**著しい危険が生じた事態**

*例えば、洗剤等の薬品を使用により有毒ガスが発生したが直ちに換気し被害が未発生の場合が該当

事故や事態のうち重大なものは、「重大事故等」として、消費者事故等の中で区分されます。

消費者事故等のうち**重大事故等**は、次に掲げる「事故」、「事態」（消費者安全法第2条第7項第1号、第2号）をいいます。

○「事故」のうち、被害が重大であるものとして政令で定めるもの

- ・ 死亡
- ・ 治療に30日以上を要する負傷・疾病（*1）
- ・ 内閣府令で定める程度の身体障害（*2）が残る負傷・疾病
- ・ 一酸化炭素中毒

*1 治療に30日以上を要する負傷・疾病とは・・・

→ 基本的には医療機関の判断を尊重

→ 治療期間が30日以上となる可能性が高い場合は要通知（実際に30日を経過する必要はない）

*2 内閣府令で定める程度の身体障害とは・・・

→ 視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害であって長期にわたり身体に存するもの など

○「事態」のうち、重大な生命・身体事故等が発生するおそれのあるものとして政令で定めるもの

- ・ 安全基準不適合かつ、（飲食物以外の）物品・施設・工作物の消費安全性を確保する上で重要な部分に劣化が生じたこと
 - ・ 安全基準不適合かつ、飲食物に毒物・劇物等の含有・付着
 - ・ 窒息その他生命若しくは身体に対する著しい危険が生じたこと
 - ・ 火災その他の著しく異常な事態が生じたこと
- 後ほど、事例でご説明します。

消費者事故等については、重大事故等に該当する場合、「直ちに通知」する必要があります。

国の行政機関や地方公共団体に対して、消費者事故等の発生 の 情報 を 得 た と き に、内閣総理大臣（消費者庁）への事故情報の通知を義務付けるものです。

【趣旨】

消費者庁設立前に、消費者事故等に関する情報が、各行政機関に個別に保有され、共有できるものになっていないという課題が指摘されたことを踏まえ、消費者事故等に関する情報を消費者庁に集約し、分析する体制を整備（2009年）し、消費者事故の重大性や拡がりについて、早期に把握し適切な対応につなげる。

○ 重大事故等の通知

行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その旨及び当該重大事故等の概要等を通知しなければならない。

（消費者安全法第12条第1項）

○ 消費者事故等（重大事故等を除く。）の通知

行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等（重大事故等を除く。）が発生した旨の情報を得た場合であって、（略）被害が拡大し、又は同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要等を通知するものとする。

（消費者安全法第12条第2項）

消費者庁から、平成29年5月29日付消安委第61号「消費者安全法第33条の規定に基づく意見」において、特に、「体育館の床板の剥離による負傷事故が発生した場合」に、消費者事故等の通知をお願いしています。

令和4年度におけるスポーツ庁関係の消費者事故等公表事例は次のとおりです。

①天井パネル(体育館): 事態(重大事故等)に該当

公共施設(体育館)において、施設利用中に当該天井パネルが落下。

②公共施設(体育館): 事故に該当

体育館において、バスケットボールの試合中に転倒したところ、転倒時の衝撃で剥離した床材の一部(木片)が左太ももに刺さり、全治2週間の負傷。

③公共施設(武道場): 事故に該当

武道場において、練習会の設置作業中、後ろ向きにすり足で後退していたところ、床材の一部(木片)が足裏に刺さり、2針縫う負傷。

④公共施設(スタジアム): 事故に該当

スタジアムにおいて、スポーツクライミングの競技中に選手が落下し、スポンジのクッションカバーが巻かれた柵上部に衝突し、尾てい骨を骨折。

消費者庁では、次のとおり、消費者事故等のマニュアル、通知様式、考え方について、消費者庁ウェブサイト公表しています。

1. マニュアル

消費者庁「消費者事故等の通知の運用マニュアル」を参照ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/assets/consumer_safety_cms201_210105_02.pdf

2. 通知様式

原則、消費者庁「消費者事故等情報通知様式」を使用ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/index.html#safety_law

(注)消費者安全法及び同法施行規則に規定する通知事項が記載されている既存の資料であれば、通知様式として代替出来ます。

3. 考え方

消費者庁「消費者安全法の解釈に関する考え方」を参照ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/pdf/090901safety_8.pdf

消費者事故等の通知の活用①－2(消費者安全法第38条に基づく注意喚起へ) 10

令和2年12月以降、トランポリンパークを利用中の事故22件のうち、約6割(14件)が「てんとう虫パークBIGSTAGE 河内長野店」において発生しており、消費者庁による調査でも、この施設では禁止事項についての説明や利用状況の監視等の事故防止の取り組みが不十分であることがうかがえたため、施設名を明らかにしたうえでの注意喚起を実施しました。



News Release

令和4年9月20日

特定のトランポリンパーク¹を中心に事故が続いています！

— 施設から注意をされなくても、宙返り等の危険な行為は止めましょう —
(消費者安全法第38条第1項に基づく注意喚起)

消費者庁では、令和2年12月以降、トランポリンパークでの事故について注意喚起を行ってきましたが、その後も、特定のトランポリンパークを中心に事故が発生しているため、消費者安全法(平成21年法律第50号)第38条第1項に基づき、注意を呼び掛けます。

トランポリンパークでは、体を動かして跳躍する楽しさから夢中になりがちですが、注意事項を守って正しく利用しないと、落下や転倒、衝突により骨折や神経損傷等の重大な事故につながるおそれがあります。

①遊ぶ時に注意すること

☑ 遊戯施設の利用規約や禁止事項をよく確認し、正しく使用しましょう。

以下の注意事項は、その施設で禁止事項とされていない場合、自身の安全を確保するため、必ず守りましょう。

- ☑ トランポリンを利用する際は、いきなり高く跳ぶことや、宙返りなどの危険な行為はやめましょう。
- ☑ 公式競技にも使用されるような、高く跳躍できるトランポリンを使用する際は、危険性を理解した上で、無理のない範囲で使用しましょう。
- ☑ 1つのトランポリンは1人ずつ使用しましょう。

②施設を選ぶときに注意すること

☑ 監視員が配置され、十分に監視をしているか確認しましょう。

なお、消費者庁が、令和2年12月から令和4年8月31日までの間に消費者安全法に基づく通知²を受けて公表したトランポリンパークを利用中の事故22件のうち、約6割(14件)が、「てんとう虫パークBIGSTAGE 河内長野店」(所在地：大阪府河内長野市原町四丁目2番3号)において発生したものでした。

消費者庁が同店で事故に遭った利用者に関し取り調査を行ったところ、調査対象者の事故は、トランポリンや体操の経験のない利用者が宙返り等の危険な行為をしたことによるものや、競技用トランポリンで高く跳躍した際に空中でバランスを失ったことによるもの、1つのトランポリンで同時に複数人が跳躍したために予想した以上に高く跳躍することになって空中でバランスを失ったものなど、前述の注意事項に関連するものでした。同時に、宙返り等の危険性についての同店での説明は利用者にとって印象に残るものではなく、また、宙返り等の危険な行為をしても店側から止めるよう注意はなされず、利用者は、事実上、制約なく宙返り等の危険な行為を行っていたことが窺われました。

同店は、消費者庁に対し、許可なく宙返りをすることを禁止し、係員による監視をしていると説明していますが、同店での事故件数や利用者からの聞き取り内容を踏まえると、実際には、禁止事項についての説明や、利用状況の監視等の事故防止の取組が、不十分であることが窺われました。

施設側が監視や注意をしていなかったとしても、自分の技量を過信して宙返り等の危険な行為をしないようにして下さい。

トランポリンが設置された遊戯施設等において、消費者庁では注意喚起を行うとともに、消費者安全調査委員会における事故調査を実施しております。トランポリンが設置された遊戯施設等には様々な種類があることから、当該施設を所管している各省庁や地方公共団体の皆様におかれましては、当庁の注意喚起を参考に安全対策を講ずるほか、消費者事故等の通知について引き続き御協力をお願い申し上げます。

【トランポリンが設置された遊戯施設等の類型】

【トランポリンパーク】

複数のトランポリンを連結させたり、トランポリンに他の設備を組み合わせた設備を有する施設

【牧場、公園等】

トランポリンにバンジー等を組み合わせた設備を有する施設

【商業施設内の遊戯施設】

商業施設内で複数のトランポリンや、トランポリンに他の設備を組み合わせた設備を有する施設

【都市公園内の遊戯施設】

都市公園内で複数のトランポリンを連結させた設備を有する施設

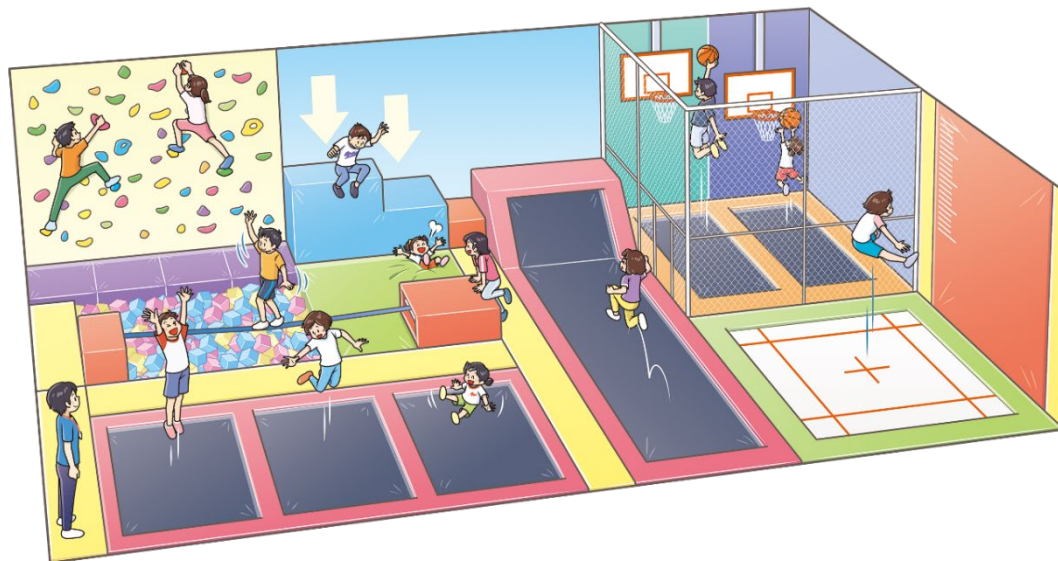


図 トランポリンが設置された遊戯施設のイメージ

○経済産業省審議会資料(抜粋) (令和4年3月25日開催)

ガストーチについては、近年、炙り料理に使用されるなど一般消費者に浸透しつつあることを背景として、火災や火傷等の事故件数が増加していることを踏まえ、経済産業省を始めとする関係省庁と連携し、法令改正につなげていく作業を行っています。

ガストーチの安全性能に関する技術基準案に係る検討(事故動向)

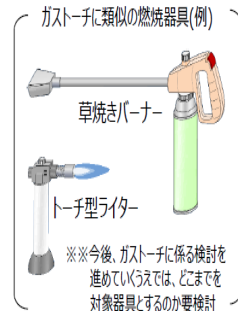
- ガストーチは、近年、アウトドアやDIY、炙り料理などに使用されるなど一般消費者に浸透しつつある。
- 消費生活用製品安全法や消費者安全法に基づく報告・通知によれば、ガストーチを使用したことによる火災や、やけどなどの事故件数が増加傾向にある。
- 関係機関と連携し、事故の詳細を含めた情報収集と、被害の拡大防止に向けた対策が求められている。

＜ガストーチとは＞

カセットボンベなどのガスカートリッジと点火装置及びノズルが付属している本体を接続して、ガス流量等を調節しながら点火装置で着火し、火口から高温の炎を噴出させる燃焼器具。



※今後、ガストーチに係る検討を進めていくうえでは、どのようなタイプ(ガスカートリッジの形状、同接続部の形状等)のガストーチを対象とするのが要検討



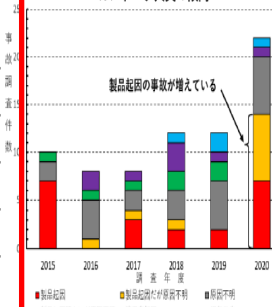
＜ガストーチに係る事故の発生状況＞

事故件数

	2020年	2021年
製安法重大製品事故	14	8
それ以外の事故	30	36
合計	44	44

出典:消費者庁・消防庁調べ

ガストーチ火災の傾向



＜事故事例＞

- ・ガスカートリッジのガス取り出し口とガストーチを接続する部分の気密を保持するためのOリングに気密不良が生じたことで、ガスが漏えい・引火
- ・ガス流量調整用のニードル弁の回転軸貫通部の気密を保持するためのOリングに気密不良が生じたことで、ガスが漏えい・引火
- ・ガストーチを下向きに傾けて使用した際にガスカートリッジ内の液化石油ガスが液相のままバーナーのノズル部へ流出したことで、炎が異常に大きくなりやけど

ガストーチの安全性能に関する技術基準案に係る検討(今後の進め方)

- 国内品は対策が進みつつあるが、輸入品では対策が進んでいるか不透明。
- 事故発生の防止のためには、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(液石法)に基づく技術基準の適用範囲であるガス器具等にガストーチを追加し、製造・輸入事業者が技術基準への適合性確認を義務づけることが効果的な対策と考えられる。
- まず、事故発生状況や国内に流通している製品の状況等を整理しつつ、技術基準案を作成するための技術的検討を行う調査を行い、今後の法令改正につなげていく。

＜安全対策の状況＞

- ◆ 国内では、安全性向上対策として、一般財団法人日本ガス機器検査協会(JIA)が、「ガストーチ検査規程」※を令和2年11月に制定し、JIAが検査を実施。
(※JIAが行う検査の技術上の基準及び検査の方法等を規定したもの)
- ◆ 国内製造事業者では、出荷台数(年間約70万台※)のうち、令和4年3月までに台数ベースで81%の製品でJIA検査の受検を予定。さらに、受検開始時期が確定できていないが受検予定である製造事業者も含めると98%に達する予定であり、対策が進んでいる。
(※一般社団法人日本石油機器工業会の会員となっている事業者が製造しているカセットボンベ缶接続タイプのガストーチについての出荷台数、受検比率の値)
- ◆ 一方、輸入品については、安全性能の確認が十分実施されたうえで輸入・販売されたか判然としない製品が多い。
- ◆ 外国の規格やISOには、ガストーチの規格、検査規格が存在していないことも輸入品の安全性能に影響していると推察される。

＜調査内容(案)＞

- ① 事故事例の調査
ガストーチに起因する事故事例を調査し、各々の事故事例に対して必要な対策を整理する。
- ② 規制対象の範囲に含める燃焼器具の調査
国内で流通しているガストーチの種類を調査し、規制対象とすることを想定するガストーチの範囲を検討する。
- ③ 現物調査並びに試験の試行
製品の特徴把握のための現物調査並びに安全性能を確認するための試験案の検討のために試験の試行を行う。
- ④ 技術基準案の検討
①～③の調査結果を踏まえ、ガストーチに係る安全性能として求められる事項について検討を行い、適切な技術基準案を作成する。

マグネットセットは、「おもちゃ」等をうたって、子ども向けに、主にインターネットモール等で販売されているものであり、複数の磁石を誤飲すると、消化管を挟んで磁石（磁力が強いネオジム磁石）が引き合い、消化器等に穴が開くことがあります。消費者事故等の発生を踏まえて、消費者安全調査委員会から関係省庁への法令による規制等に係る意見をしました。

令和4年3月24日

消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書【概要】 ーネオジム磁石製のマグネットセットによる子どもの誤飲事故ー 【消費者安全調査委員会】

1 事故等原因調査の経過

調査の端緒

消費者安全調査委員会は、強力な磁力を持ったネオジム磁石製のマグネットセットを子どもが誤飲し重篤な事故が発生していることについて、事故等原因調査の申出を受けた（2020年11月）。

対象となる磁石単体は、子どもが誤飲できる大きさで、小さいものでは3mm、5mmの球（マグネットボール）、又は立方体（マグネットキューブ）などで、強力な磁石であるネオジム磁石にめっき処理を施し、数十個以上を1セットとして、「パズル」、「おもちゃ」及び「玩具」等をうたって子ども向けに販売されていると思われる製品を「マグネットセット」とし、調査対象とした。

強力な磁石又はネオジム磁石製のマグネットセットを子どもが誤飲した事故情報は、事故情報データベース、医療機関ネットワーク及び公益社団法人日本小児科学会子どもの生活環境改善委員会 Injury Alert（傷害速報）において、2017年1月から2021年12月までの5年間で10件が確認されている。

また、2022年1月に、「乳児が玩具（ネオジム磁石）を複数回誤飲し、受診。小腸穿孔が複数箇所生じ、手術等により当該玩具を体内から摘出。」との事故情報が事故情報データベースに登録されている（2022年2月25日）。

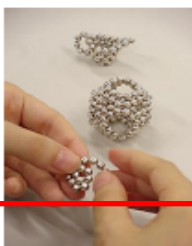


図1 マグネットセット

なお、マグネットセットに加え文具やインテリアなどを含む磁石製品を子どもが誤飲した、又は誤飲したと思われる事故情報は（2017年1月から2021年12月まで）、事故情報データベースにおいて6件、医療機関ネットワークにおいて89件、Injury Alert（傷害速報）において10件確認されている。

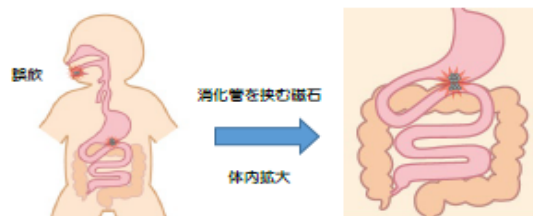


図2 複数磁石の誤飲と症状例

4 再発防止策

法規制

事故の再発防止には、マグネットセットが子どもの手に渡らない状況を作り出すことが必要であり、マグネットセットの製造、販売、輸入に対し、法規制を行うことが必要である。

インターネットモール事業者の協力

マグネットセットが、インターネットモールを通じ海外の事業者によって販売されている実態を踏まえ、法令による規制が行われる前においても、マグネットセットが子どもの手に渡らないよう、インターネットモール事業者に協力を求めることが必要である。

その際、形式的な対象年齢の表示の変更等により上記の趣旨が潜脱されることのないよう留意する必要がある。

危険性の周知

マグネットセットによる子どもの誤飲事故の危険性について、引き続き保護者等に周知することが必要である。

なお、マグネットセット以外の小さく強力な磁石製品の誤飲によっても、同種の事故が生じ得るため、併せて周知することが望ましい。

5 意見

経済産業大臣への意見

(1) 法令による規制

マグネットセットが子どもの手に渡らないようにするため、ISQ 8124-1及び諸外国における規制と同等以上になるよう、対象年齢、大きさ、磁束指数等を基準とする法令による規制の検討を行うこと。

(2) インターネットモール事業者への協力の求め

法令による規制が行われる前においても、マグネットセットが子どもの手に渡らないようインターネットモール事業者に協力を求めること。

消費者庁長官への意見

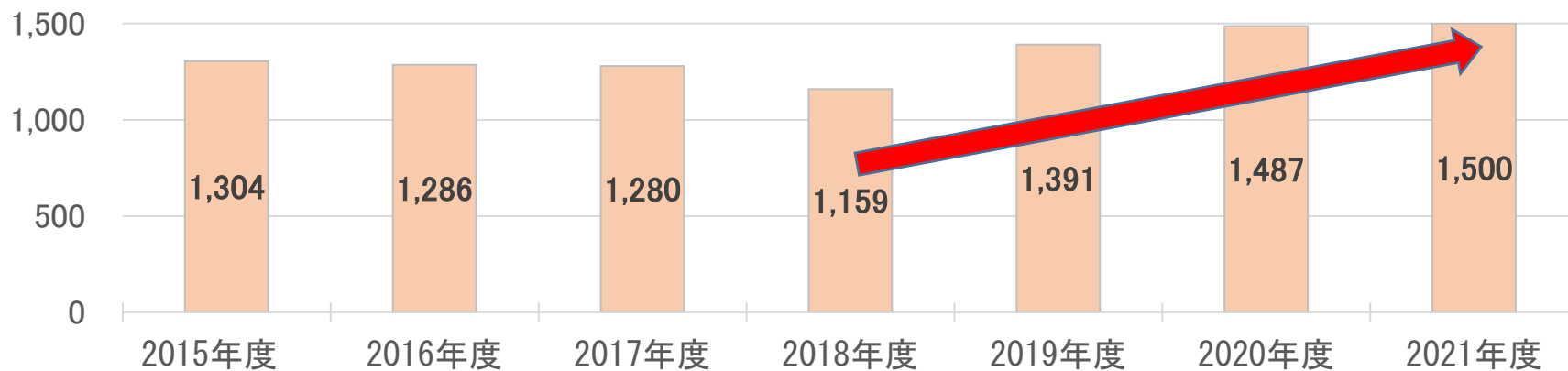
(1) 事故情報の収集

医療機関及び医師からの事故情報の収集体制の強化に努めること。

(2) 消費者への周知

マグネットセットを含む磁石製品の誤飲の危険性について、関係省庁とも連携し、消費者への周知を行うこと。

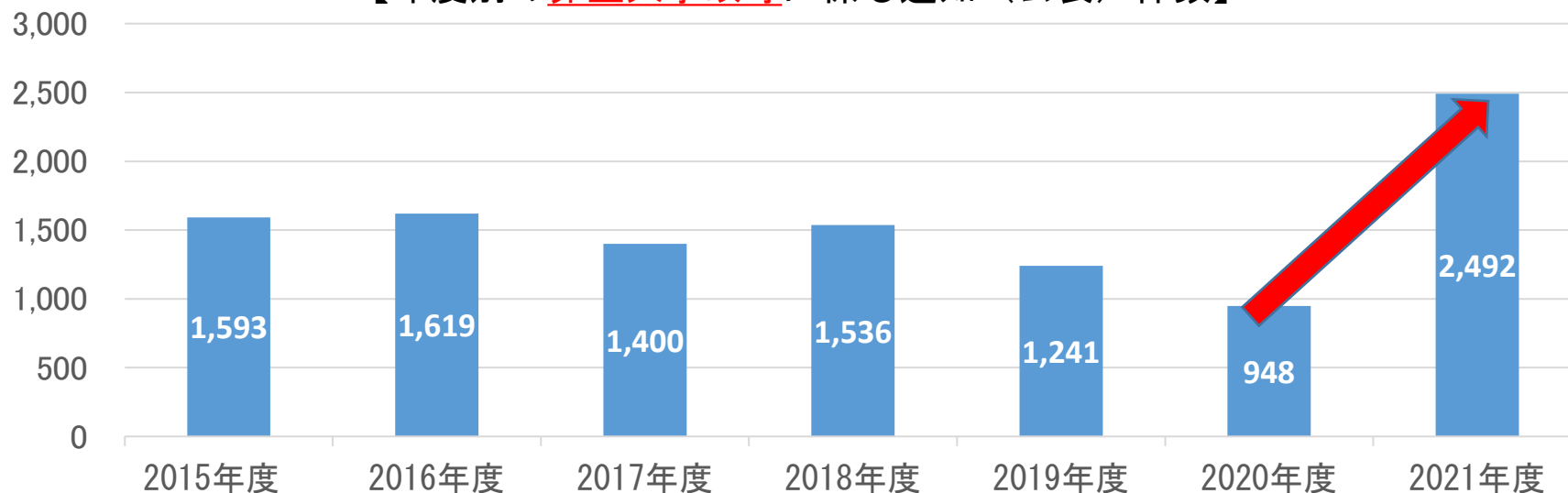
【年度別の重大事故等に係る通知（公表）件数】



重大事故等は過去最多の通知（公表）件数となった。

※ 令和4年版「消費者白書」を基に作成

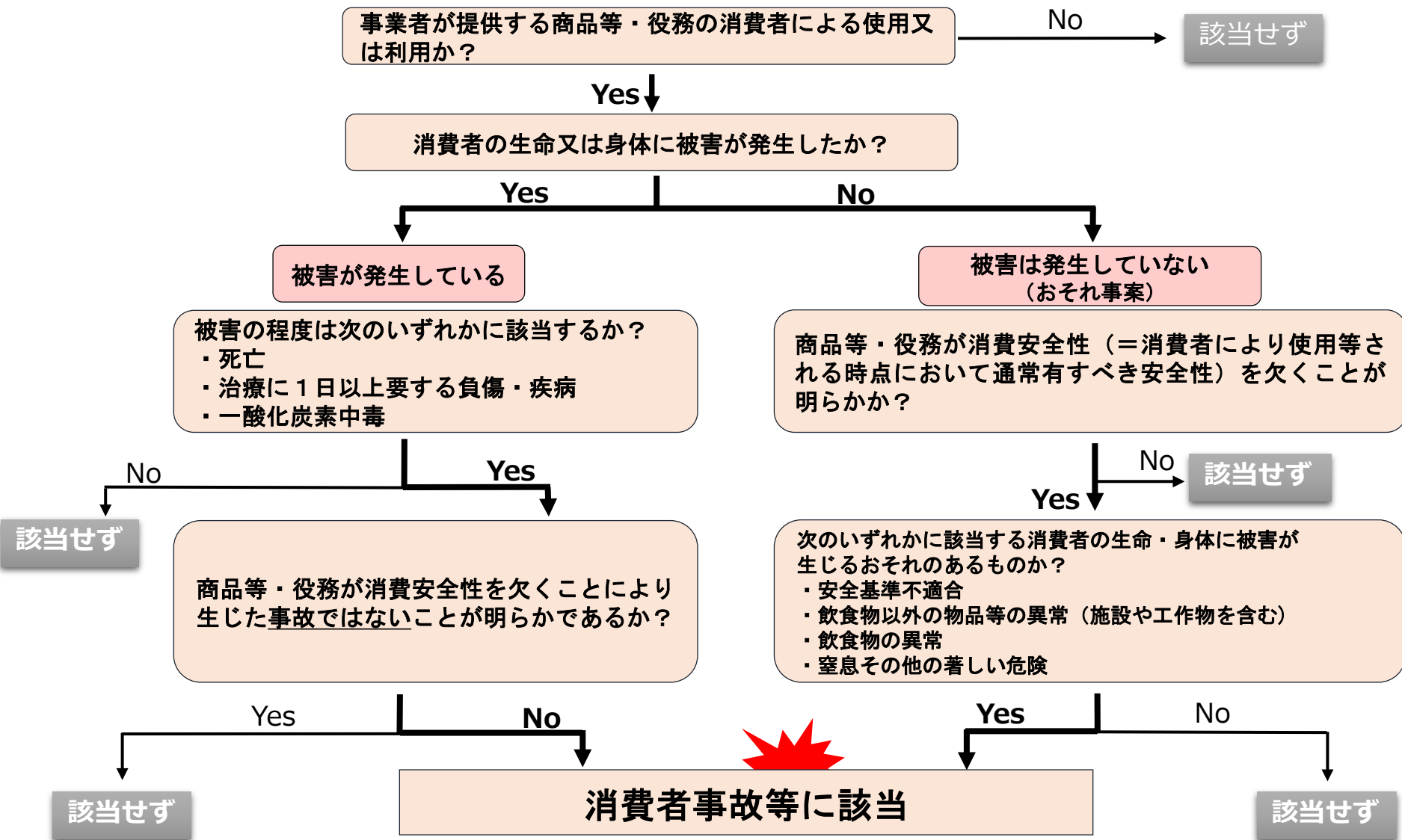
【年度別の非重大事故等に係る通知（公表）件数】



非重大事故等は過去最多の通知（公表）件数となった。

※ 令和4年版「消費者白書」を基に作成

消費者事故等該当性の判断について（イメージ）



【商品等】

- リチウム電池内蔵充電器を焼損する火災が発生。
- ウェアラブル端末(リストバンド型、充電式)を装着して就寝していたところ、発火し、手首に火傷。
- 小学校の校庭に設置されていた防球ネットで児童が遊んでいたところ、2本の木製支柱のうち1本が根本から折れ、児童2名に直撃した。病院に搬送されたが、1名が死亡、1名が重傷。
- 調理中にスプレー缶(食用オリーブオイル)を使用したところ、ガスこんろの火が引火し、周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷。
- 海上アスレチックのエア遊具において、床マットに飛び降りたところ、右大腿骨頸部骨折の重傷。

【役務】

- 保育施設において、アレルギーのある幼児に、職員が確認せずにキウイフルーツを与えたため、当該幼児がアナフィラキシーを発症し、入院。
- 中学校の校舎に取り付けた縦どいが外壁から外れ、落下した一部が通行中の生徒に当たり右足の指を骨折。
- 遊園地において、施設従業員が利用者への命綱の装着を忘れたため、当該利用者が遊戯施設から落下し、搬送先の病院で死亡。
- エステ店において、脱毛の施術を受けたところ、機器の部品が利用者の胸元に落ち、Ⅱ度の火傷。
- 介護施設において、職員がベッドの角度を上げる際に、利用者の右手首を柵とベッドの間に挟み、右前腕部骨折の重傷。
- 保育施設において、職員がおむつ台の上に幼児を立たせ、目を離した際に台から転倒し、右眼窩上縁骨折の重傷。

※ いずれの事例も通知の時点において調査等により事実関係が確認されたものではなく、消費者庁として事故原因等を確定したものではない。

本日は、御説明の機会をいただき、ありがとうございました。

消費者事故等の集約については、引き続き、御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。